

ては、臨時税を引上げると要求し大衆闘争へ被服せしめねばならぬ。

執行方法

宅地、田畑の臨時設置料並に他上げを要求し、應じない場合は、取付けさすべく、被害者同盟を組織し、選挙會により宣傳をする會社に對し、本大會の名で決議文を送る。

報告第四七七號

日農九州同盟會所屬各聯合會秋季大會

昭和十年 九月三十日

辛酉 年十一月三十日